### 日本海沿岸地帯振興促進議員連盟

設 立 昭和39年

会 員 本州の日本海沿岸 12 府県選出国会議員と趣旨に賛同する国会議員の超党派の会

会 長 衆議院議員 河村 建夫

## 日本海沿岸地帯振興連盟

設 立 昭和39年

会 員 青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県の本州の日本海沿岸12府県の知事、府県議会議長、市町村長代表、市町村議会議長代表、経済・産業団体代表

世話人代表 富山県知事 石井 隆一

# 国土強靱化と地方創生のための 「日本海国土軸」の形成と「環日本海交流」の 推進に関する大会決議



令和元年11月



日本海沿岸地带振興促進議員連盟日本海沿岸地帯振興促進議員連盟

# 国土強靱化と地方創生のための「日本海国土軸」の形成と「環日本海交流」の推進に関する大会決議

日本海沿岸地域は、無限の魅力を秘めた日本海に面し、豊かな自然や文化と優れた人材に恵まれるなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国に向けた地理的優位性を有し、環日本海・アジア諸国との経済・文化等の交流が活発化し、環日本海交流圏の形成が進みつつある。

本連盟は、昭和39年以来半世紀以上にわたり、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造の是正や、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差解消のため、12 府県が連携して政府への働きかけなどに積極的に取り組んできた。しかしながら、一定の成果はあったものの、一極一軸型の国土構造は依然として是正されておらず、両地域間の格差の解消は大きな課題となっている。

こうした中、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」、7月に「国土のグランドデザイン2050」、平成27年8月に「国土形成計画(全国計画)」が閣議決定され、日本海側と太平洋側の連携を強化しつつ、日本海・太平洋2面活用型国土を形成することの重要性が提唱された。なお、「国土強靱化基本計画」は、昨年の平成30年7月豪雨や台風、地震など近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、昨年12月に見直しが行われ、特に緊急に実施すべき対策として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が位置付けられた。

また、国においては、一億総活躍社会の実現を目指し、地方創生や地域経済の活性化に向けた本格的な取組が進められており、今年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本的な考え方を示すとともに、第2期の初年度(2020年度)に取り組む主な事項をまとめており、我が国の人口の中長期的な展望を示した長期ビジョンや第1期で掲げた基本目標は基本的に維持しつつ、新たな視点として、特定の地域に継続的に関わる「関係人口」の創出・拡大、地域におけるSociety 5.0の実現、人材の掘り起こし・育成の支援、民間・NPOとの協働、誰もが活躍できる地域社会の実現などに重点を置いて施策を推進することとされた。

急激な人口減少・少子化、高齢化が進行する中、出生数を増やし、日本の国力を維持、強化し、地方を含め、経済を本格的な成長軌道に乗せるためには、あらゆる資源を総動員し、成長戦略を着実に推進するとともに、東京圏への過度の人口集中を防ぎ、地方への新しいひとの流れをつくり、地方と都市がそれぞれの特徴を活かしながら共に発展していくことが不可欠である。

こうしたことを踏まえ、国土強靱化、経済社会システムの構築、魅力あふれる地方の創生のため、太平洋側のリダンダンシーの確保、 災害に強い多軸型の国土づくり、地域経済の発展、東京一極集中是正の観点から、日本海沿岸地域を戦略的に位置付け、道路・港湾・ 空港などの社会資本整備等による「日本海国土軸」の形成を実現するとともに、地方創生・人口減少対策を早期に推進することが極め て重要である。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催は、地方に光を当て、日本海沿岸地域も含めた日本全体の再発展につなげる大きな契機である。

ついては、こうした日本海沿岸地域の実情を踏まえ、国において次の事項を実施することを提言する。

記

- 1 大規模災害等に備えた強靱な国づくりと地方創生のための「日本海国土軸」の形成に向けた社会資本の整備促進と、防災・減災のための災害に強い国土づくりの推進
- (1)「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実施と、3か年に引き続き長期的・計画的に対策を実施するための予算の確保
- (2) 日本海沿岸地域相互間及び日本海側と太平洋側を結ぶ高速交通体系の整備促進
  - ①高規格幹線道路や地域高規格道路など、高速道路網のミッシングリンクの解消と、「高速道路における安全・安心基本計画」を 踏まえた暫定2車線区間の早期4車線化
  - ②新幹線の整備計画路線や幹線鉄道など高速交通体系の整備促進、新幹線の基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への 格上げ
  - ③道路法等の一部改正により創設された「重要物流道路」(代替・補完路含む)の計画路線も含めた指定における地方の声の十分な反映と当該道路の重点整備・機能強化
  - ④高規格幹線道路や地域高規格道路をはじめとする道路関係予算の総額確保、及び長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設
- (3) 太平洋側港湾の代替にもなる日本海側拠点港等の整備と、クルーズ客船の受入や国内・国際複合一貫輸送網の構築等港湾機能 の一層の充実
- (4) 災害時の防災拠点にもなる地方空港の整備や、国内・国際航空ネットワークの充実等空港の機能強化
- (5)「観光先進国」の実現に向けた訪日観光客の円滑な受入れ等に資する日本海沿岸地域の空港及び港湾における CI Q体制の更なる強化
- (6) 地震・津波対策の強化、道路の防災対策、治山・土砂災害対策、治水・浸水対策、高波・高潮対策、克雪対策、橋梁・河川管理施設・港湾・空港・農業水利施設・漁港施設・上下水道施設等の耐震化・長寿命化対策など、災害に強い強靱な国土づくりの推進や緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債の拡充ならびに恒久化、国土強靱化と防災・減災を加速するための十分な財源の確保
- (7) 日本海沖におけるメタンハイドレート等の海洋エネルギー資源開発の推進
- (8) ガスパイプライン網や広域的なエネルギー供給拠点となる日本海側基地の整備、エネルギー備蓄の拡充、再生可能エネルギー 導入拡大に向けた送電網の整備や水素エネルギーの利活用を推進するための水素ステーション整備等に対する支援などエネルギー基盤整備の推進
- (9) 地熱資源開発に対する支援等の必要な予算の確保
- (10) 国難レベルの巨大災害に備えるため、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、災害への備えから 復旧・復興までを担う「防災省(仮称)」の創設
- 2 日本海沿岸地域の安全と安心の確保
- (1) 漂流・漂着物を中心とした海洋ごみ対策や海洋生物多様性の保全など日本海の海洋環境保全の推進や、黄砂、PM2.5等への対策、G7環境大臣会合での採択・伊勢志摩首脳宣言にも盛り込まれた「富山物質循環フレームワーク」に対応した取組など環日本海地域の環境保全の推進
- (2) 放置座礁船や船舶等からの危険物流出対策、沈下コンテナへの対応、領海侵犯対策など海洋上の安全対策の推進
- (3)排他的経済水域内における我が国の漁業者の操業機会と安全の確保及び資源保護等のための外国漁船によるスルメイカ漁等の 違法操業の取締りの強化
- (4) 北朝鮮による弾道ミサイルや核実験等に関し、国際社会と連携した速やかな問題解決への働きかけや、環日本海交流の基礎となる日本海における漁船、商船への全国瞬時警報システム(Jアラート)と同様の情報伝達に係る連絡体制の構築等による万

全なる安全確保

- (5)原子力発電所の安全確保対策等の充実と立地はもとより周辺の地方自治体の意見が十分に反映される対応、原子力防災対策の 見直しと拡充強化、原子力防災対策に必要な人件費等の国交付金対象外経費を国や電力会社が負担する仕組みの構築
- (6) 再生可能エネルギーの更なる導入促進などエネルギー対策の推進と海洋エネルギーの開発推進
- (7) 食の安全・安心の確保
- (8) 豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備及び緊急物品の備蓄等への支援並びに国・県が連携 した除雪体制の構築及び情報共有の推進など、ソフト対策を含めた総合的な雪対策の推進
- (9) 多発する災害の復旧・復興事業の推進
- (10) 豚コレラやアフリカ豚コレラなど家畜伝染病の被害防止対策の強化
- 3 環日本海交流圏の形成促進
- (1) 幅広い分野での国際交流・協力事業への支援の充実
- (2) 日本海の総合的な開発利用や研究の推進
- 4 産業振興等による活力ある地域づくりの推進
- (1)地方主導の産学官連携による産業クラスター形成に対する包括的な支援制度の創設など、地方の産業競争力強化戦略の実現に 向けた支援
- (2) 攻めの農林水産業の実現に向けた実効性ある施策の推進と支援の充実
- (3) 緑の国土軸に資する森林の多面的機能の持続的な発揮や林業・木材産業の振興
- (4) 漁業生産の確保や水産業の振興
- (5) 日本海側への戦略的な企業立地の推進に向けた支援や中小企業・小規模企業対策、中山間地域振興対策の推進
- (6)「地方拠点強化税制」の継続はもとより、オフィス減税及び雇用促進税制の税額控除の拡充など、更なる制度の充実を 含む企業の本社機能等の地方移転の流れの一層の促進への支援
- (7) 情報通信機能の高度化の推進
- (8) 高等教育機関や研究・文化施設等の整備などへの支援

#### 5 地方創生・人口減少対策の推進

- (1)個々の自治体の努力だけでは解決できない東京一極集中や地域間格差等の構造的な問題に対する、国における国土構造の変革 のための思い切った政策の展開
  - ①地方創生の深化に向け切れ目ない取組みを進めるため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、地方の意見を十分に反映するとともに、Society5.0の実現やSDGs 達成に向けた取組み、また、外国人材の受入れなど、社会変化を見据えた戦略となるよう努めること
  - ②日本海国土軸の形成など多軸型の国土構造の構築
  - ③政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)及び今後の取組(平成28年9月1日同)に基づく速やかな移転実現や今回限りの一過性のものとしない地方の発展や国全体の危機管理・リスク分散に資する国家戦略として大胆かつ戦略的な政府関係機関等の地方移転の推進及び中央省庁のほか独立行政法人も含め、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、中央省庁等の移転に係る実証実験(社会実験)の実施
- (2) 平成30年6月に公布された「地方大学・産業創生法」に基づく、地方大学・地域産業創生交付金等による地方大学の振興や中核的産業の振興、東京23区の大学等の定員抑制及び若者の雇用機会の創出等の取組の着実な推進
- (3) 地方創生、人口減少対策に資する税制として、「地方拠点強化税制」の継続はもとより、より実効性のある制度となるよう、支援対象として移転に関連する施設(職員住宅・社員寮など)を追加するとともに、「施設整備計画」の認定要件となる常時雇用する従業員数要件の緩和、オフィス減税及び雇用促進税制の税額控除の拡充、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど更なる制度の充実を図るとともに、子どもが多いほど有利になる制度や子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度など、これまでにない新たな仕組みの創設
- (4)地域における観光資源の整備等のため、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金等による地方への配分
- (5) 少子化対策に逆行する、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の全面的な廃止
- (6) 地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために地方財政計画に計上された「まち・ひと・しご と創生事業費」の拡充・継続と地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実
- (7) 地方が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組を深化させる、「地方創生推進交付金」や「地方創生拠点整備交付金」をはじめとする地方創生関連交付金の拡充・継続及び地方の意見を十分に踏まえた運用の弾力化
- (8)「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」について、地方自治体がより多くの寄付を集められるようにするため、制度の継続はもとより、地方税と国税が協調して税額控除割合を拡大し、企業のインセンティブ効果を高めることや、柔軟に企業から寄付を受けやすくするために手続きを抜本的に簡素化することなど制度の改善及び拡充
- (9)「まち・ひと・しごと創生基本方針(2019)」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」の「わくわく地方生活実現政策パッケージ」について「移住支援金」の更なる活用促進に向けた国による制度の周知や広報の充実、法人要件や支給者の移住・通勤要件の緩和など各般の施策等に関する地方の取組みを加速化するための支援の継続・拡充や運用の見直し
- (10) 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定
- (11) 2020 年から商用サービスが開始される「第5世代移動通信システム(5G)」の地域への普及及び利活用の推進に向けた地域間の偏りのない5G基地局等の整備や、5G・ICTインフラの地域展開に意欲のある自治体に対する財政的、技術的支援
- 6 地方分権の実現に向けた地方税財政制度の確立

社会保障制度の維持・拡充、地域経済活性化・雇用対策、少子化対策、国土強靱化のための社会資本整備など地方の増大する役割 に対応するため、すべての地方自治体が自立できる真の意味での地方分権の実現に向けた地方税財政制度の確立

以上、決議する

令和元年 11 月 12 日

日本海沿岸地帯振興促進議員連盟



日本海沿岸地带振興連盟